

# 特攻店長利用規約

本利用規約（以下「本規約」と言います。）には、本サービス「特攻店長」の提供条件及び当社と利用ユーザーの皆様との間の権利義務関係が定められています。本サービスの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

## 第1条（適用）

1. 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する当社と利用ユーザーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用ユーザーと当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 本規約の内容と、利用ユーザーと個別に結んでいる利用契約、機密保持契約等との間で、矛盾が生じる場合には、別途締結されている契約の内容を優先するものといたします。

## 第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「ソフトウェア利用契約」とは、本規約を契約条件として当社と利用ユーザーの間で締結される、本サービスの利用契約を意味します。
- (2) 「当社」とは、株式会社キャプサーを意味します。
- (3) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「capsor.com 又は tencho.jp」である、当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (4) 「利用ユーザー」とは、事前の利用申込により、本サービスの利用者としての登録がなされた個人または法人を意味します。
- (5) 「本サービス」とは、当社が提供する特攻店長という名称のソフトウェア及びカスタマイズ、クラウドサーバーを含む関連サービス（理由の如何を問わずサービスの名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。

## 第3条（パスワード及びユーザーIDの管理）

1. 利用ユーザーは、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザーIDを適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. パスワードまたはユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は利用ユーザーが負うものとします。

#### **第4条（本サービスの停止等）**

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、利用ユーザーに事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
- (2) コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合
- (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4) その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

#### **第5条（本サービスの内容の変更、終了）**

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。
2. 当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は利用ユーザーに事前に通知するものとします。

#### **第6条（保証の否認及び免責）**

当社は、本サービスが利用ユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用ユーザーによる本サービスの利用が利用ユーザーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。

#### **第7条（利用者情報の取扱い）**

当社は、利用ユーザーのサービス利用に関するデータ等を、個人/企業/商品を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、利用ユーザーはこれに異議を唱えないものとします。

#### **第8条（本規約等の変更）**

当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、または利用ユーザーに通知します。但し、法令上利用ユーザーの同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で利用ユーザーの同意を得るものとします。

#### **第9条（分離可能性）**

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### **第10条（準拠法及び管轄裁判所）**

1. 本規約及びソフトウェア利用契約の準拠法は日本法とします。

2. 本規約またはソフトウェア利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2007年6月6日制定】

【2022年4月1日改定】